

美唄市総合計画審議会条例

昭和 45 年 10 月 12 日

条 例 第 22 号

(設置)

第 1 条 美唄市総合計画の策定及びその推進上必要な事項を審議するため、市長の附属機関として、美唄市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を審議し、意見を具申するものとする。

- (1) 美唄市総合計画についての事項
- (2) その他関連する重要事項

(構成)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織し、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 労働団体、農業団体及び商業団体を代表する者
- (2) 青年団体及び女性団体を代表する者
- (3) 工鉱業者
- (4) 学識経験者

2 前項の委員のほか、特別の事項を審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項の委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

2 臨時委員の任期は、そのつど市長が定める。

3 委員がその職務を行なうに適當でなくなつたと認めるときは、前各項の期間内においてもその委嘱を解くことができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 委員の部会所属は会長がこれを定め、部会の主査は、部会に属する委員のうちから互選する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は市長が定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則（平成 13 年 3 月 29 日条例第 5 号）

この条例は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条（第 3 条第 1 項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項中第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする改正規定を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

美唄市総合計画審議会条例施行規則

昭和 45 年 10 月 12 日

規 則 第 19 号

(趣旨)

第 1 条 美唄市総合計画審議会条例（昭和 45 年条例第 22 号）の施行については、この規則の定めるところによる。

(専門員)

第 2 条 市長は、専門の事項を調査するため必要があるときは、美唄市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に専門員を置くことができる。

(事務局)

第 3 条 審議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、総務部長をもつて充てる。

3 事務局の庶務は、総務部において行う。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

<中略>

付 則（平成 13 年 3 月 29 日規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 21 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。